

事業者の皆様へ（お知らせ）

☆☆☆悪臭規制延期のお知らせ☆☆☆

県と市町村では、これまで騒音・振動・悪臭について、どの地域にどのレベルの規制基準を適用するのか、また地域毎に騒音の環境基準をどのレベルとするのかについて、県で定めた基本方針（H19年度にパブリックコメント、県環境審議会による検討を経て決定）に基づき、協議を進めてきました。

この結果、先月お知らせしました通り、県内全域が規制地域となる予定ですが、悪臭については、規制適用までの猶予期間が1年（騒音・振動は3年）と短いこと、一部畜産振興地域の畜産農家から不安・懸念の意見があることを考慮し、平成21年度中に実態調査等を実施した上で、平成21年度後期を目途に県による告示・施行を行うこととなりましたので、よろしくご理解・ご協力頂きます様をお願いします。

具体的な見直し内容は下記の通りです。

【悪臭規制について】

〔変更点〕：これまでは、県内の一部地域（荒尾市、城南町、長洲町、西原村は全域規制、その他市町村は一部地域を規制）について、規制地域としておりましたが、見直し後は全域が規制地域となります。

〔変更理由〕：現行でも規制の有無に関わらず、苦情が発生した場合には、ほとんどのケースで改善をお願いしております。今回の見直しでは、この際の行政指導の根拠を明確にし、快適な生活環境の保全を図りたいと考えております。

※県内全ての市町村で全域規制となります。

〔規制対象〕：全ての事業場が対象です

〔規制基準〕：下記の規制基準関連表の通り（通常、敷地境界線での規制）

〔注意事項〕

- ① 悪臭防止法（以下「法律」）では事業所による届出は必要ありません。
- ② 法律に基づく悪臭規制が設定されたことに対応して、悪臭防止施設を設置する必要はありませんが、これまで通り、事業場の悪臭が周辺環境に影響しないような配慮をお願いします。
- ③ 法律では、規制基準を超過し、なおかつ不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときには、改善勧告・命令ができます。
単に規制基準超過のみの理由では、法に基づく改善勧告や命令はできません。
なお、法的に改善の勧告や命令を行う場合には、小規模な事業者に対して配慮することとされております。
- ④ 法律に基づく改善命令は、新たに規制区域となってから、1年間は適用することができません（1年間の猶予期間）。

【参考】

① 騒音については、現行でも、全域で規制、環境基準が定められています（※県内全域で規制・環境基準設定）。今回は、一部地域で、規制基準、環境基準が変更されます。

施行は平成21年5月1日です。具体的な規制区域等は、下記の環境担当課にお問い合わせ下さい。

② 振動については、一部地域（主として都市計画の用途地域）のみ、規制地域としておりましたが、見直し後は全域が規制地域となります（※県内全域が規制地域）。

施行は平成21年5月1日です。具体的な規制区域等は、環境担当課にお問い合わせ下さい。

【規制基準関連表】

各悪臭物質の規制基準(黒色表示部分)

(単位 ppm)

悪臭物質 臭気強度	アンモニア	メチル メルカプタン	硫化水素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル	トリメチル ア ミ ン	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	プロピオン ア ル デ ヒ ド	ノルマルブチ ル ア ル デ ヒ ド	イソブチル ア ル デ ヒ ド	ノルマルバレ ル ア ル デ ヒ ド
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
3	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

悪臭物質 臭気強度	イソバレ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ ブ タ ノ ール	酢 エ チ ル	メチルイ ソ ブチルケ トン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル 酸	ノルマル 吉 草 酸	イ ソ 吉 草 酸
2.5	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
3	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
3.5	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

※ 規制基準は、通常の場合、敷地境界線で適用されます

(参考) 各臭気強度の官能レベル

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検地閾値)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値)
(2.5)	熊本県の規制基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

☆☆☆お問い合わせ先 ☆☆☆
 宇城市 環境衛生課 担当：桑村、中川
 TEL：0964-32-1111(代表)、内線 1185
 0964-32-1598(ダイヤル直通)